七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ　次のいずれにも該当する者

(1)～(3)

(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条、第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者

ロ～ニ　（略）

2～15　（略）

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条各号に掲げる事業）	（法第九条各号に掲げる事業）
第七条　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。	**第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。
（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）	（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
（削る）	2　建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金は、第一号に該当する建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　建設労働者の入職の促進及び処遇の改善を図るため、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設技能者（工事現場における建築工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者

七　次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ　次のいずれにも該当する者

(1)～(3)

(4)　厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者

ロ～ニ　（略）

2～15　（略）